

令和2年度 小野町社会福祉協議会 事業計画

基本方針

地域社会は、町民が暮らす場であり、家族や子育てをはじめ様々な活動の基本となる場所ですが、少子高齢化、人口減少、価値観の多様化などから、地域社会における人と人とのつながりが希薄化し、支援を必要とする高齢者、生活困窮世帯等が増加傾向にあります。また、「社会的孤立」といった福祉課題も生じており、地域社会における課題は様々な顕著化しております。

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けるには、在宅医療・介護の充実に加え、個人や家庭が抱える生活課題に対応できる支援体制、誰もが住み慣れた地域社会で自分らしく暮らしていける地域社会の再構築が大切な取り組みであります。

社会福祉協議会といたしましては、地域福祉制度をはじめとする従来の施策に留まらず、かつて地域社会に存在した相互扶助などの地域住民のつながりと支え合いを取り戻し、地域の皆さんが笑顔で暮らせる地域社会の実現に向けた小地域福祉活動の充実に取り組んでまいります。

通所介護保険事業、居宅介護支援事業におきましては、入所施設開所等の影響もあり厳しい状況にありますが、業務改善やサービスの質の向上に努め、利用者の皆様に信頼される運営に取り組んでまいります。

また、受託事業であります地域包括支援センターの運営にあたりましては、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として大切な役割を担っており、町、社会福祉協議会、地域包括支援センターが一体となり、地域住民に寄り添った運営に努めてまいります。

小野町障害者相談支援業務につきましては、地域福祉活動におきましても重要な役割を担っており、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援してまいります。

【重点目標】

- 1 小地域福祉活動の充実
 - 住民を主体とした身近な地域での支え合うしくみづくり
 - (1) 地域住民のふれあい・交流活動の促進
 - (2) 地域包括支援センターとの連携による地域課題の解決
- 2 福祉サービスの充実
- 3 介護保険事業のサービス向上
- 4 生活困窮者の自立支援
- 5 専門職員の確保と体制整備
- 6 受託事業の円滑な運営

法人運営事業及び経費

27,304千円

1 事業の概要

社会福祉法人小野町社会福祉協議会の事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うための組織として各部署との連絡を図り、適切な法人運営に努めます。

2 主要な施策

(1) 理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員会

理事会・評議員会・監事会の開催により、法人の適正な運営と効果的な事業の実施を進める。また、理事会・評議員会を通じて関係機関との連絡調整を図り、社会福祉協議会が地域福祉を推進する団体として継続かつ安定的に地域福祉を展開していくための法人組織基盤の強化を目指します。

さらには、苦情解決第三者委員会を開催し、苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高め、利用者個人の権利を擁護ができるように支援します。また、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った解決を進めることにより円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図ります。

(2) 事務局活動

- ① 必要な人事・財務管理等を行います。
- ② 事業の適正な運営及び管理を行います。

(3) 法人福祉事業

① 生活困窮者自立支援事業

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い人を対象に、相談支援を実施するほか、就労支援（就労に向けた準備支援を含む）、安定した生活に向けての貸付など、関係機関と連携を図り支援を行います。

② 日常生活自立支援事業（愛称 あんしんサポート事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうちで、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域や家において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常生活に必要な金銭管理のお手伝いなどを行います。

地域福祉事業及び経費

2,993千円

1 事業の概要

「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するため、一人ひとりが地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めます。

2 主要な施策

(1) 小地域福祉活動 **重点目標**

① おのまちあったかサロン (高齢者サロン) **【1, 431円】**

高齢者が気軽に集まり、生きがいと地域の支え合いの力を高めることを目的に、小地域でのサロン事業の推進及び体制整備に努めます。また、一人ひとりが地域の中で安心して暮らし続けられるよう、住民同士の顔が見られる関係づくりに努め社会的孤立をふせぎ、生活状況の問題を早期に把握する見守りや、支援体制づくりを進めて参ります。

20サロン及び新規2件サロンへ助成金

720千円

NO	サロン名	地区名	参加人数	活動回数
1	にこにこ会	菖蒲谷	14	毎週金曜日
2	えびす会	早渡	10	毎月20日
3	むつみ会	吉野辺	10	第1木曜日
4	百々寿サロン	雁股田	25	毎週水曜日
5	たんぼぼ会	中通・平館	26	毎週月曜日
6	ひまわり会	中通	12	毎週木曜日
7	なかよし会	塩庭2区	13	毎週金曜日
8	きぼうサロン	大八	12	毎週金曜日
9	大杉サロン	夏井	16	毎週木曜日
10	リフレッシュサロン	小戸神	11	毎週金曜日
11	カトレアの会	本町	18	毎週土曜日
12	なかまちあじさい会	仲町	13	毎週木曜日
13	荒町サロン	荒町	41	毎週木曜日
14	サロン和み	和名田	19	第3火曜日
15	さくら	吉野辺	17	毎週水曜日
16	湯沢サロン	湯沢	22	毎週金曜日
17	飯豊愛好会	飯豊	14	毎週金曜日
18	赤沼サロン	赤沼	22	毎週金曜日
19	にしだいらサロン	南田原井	12	第3木曜日
20	浮金ふれあいサロン	浮金	25	毎週水曜日

サロンへの保険料 (22サロン分)

391千円

事業費 (教材日、講師料等)

320千円

② おのまちのびのび元気サロン（障がい者サロン） 【 72千円】
子供たちの子育てについて、気軽に語らいができる情報交換の場を設け、子育て親子の絆、仲間づくりと地域社会における元気な子供たちを育むための活動支援を行います。

③ 地域福祉活動事業 【1,259千円】
住民が主体となって取り組む地域の福祉活動を応援するための支援及び援助を行います。

- ア 地域の安心、安全見守り活動のため小野町民生児童委員協議会、小野町行政
区長会への支援及び援助を行います。
- イ 地域のボランティア活動や福祉施設等のボランティア活動のため日赤奉仕団
への助成を行います。
- ウ 福祉団体及び各学校へのボランティア活動や地域貢献事業等への支援及び援
助を行います。

④ 心配ごと相談事業
日常生活のあらゆる心配ごとの相談に無料で応じ、適切な助言・援助を行い住民の福祉増進を図ります。

- ア 町、包括支援センター、福祉施設等の連携を行います。
- イ 継続的な支援を行います。
- ウ 社会資源を効果的に活用する。

⑤ 広報活動事業 【372千円】
事業活動の紹介・報告、案内をすると共に、地区サロンやボランティア団体など多くの関係者の活動の紹介など、幅広い福祉関係情報の提供を通して、住民の福祉への関心・理解の促進、参加を高める意識づくりを目的に広報紙やホームページでの広報をはじめ、さまざまな形態でより多くの人に向けて情報の提供を行います。

(2) 在宅福祉サービス事業 【258千円】
在宅において、寝たきり等の状態にある高齢者に対し、衛生的で快適な日常生活がおくれるよう次のサービスを行います。

- ① 寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業（6月、12月実施）
寝具のクリーニングを回収から納品まで行います。
- ② 訪問理髪サービス事業（新事業）
前年度までの出張理髪サービス事業を見直し、今年度より新たに訪問理髪サービス事業として事業を展開する。
在宅において、理容師が散髪、髭剃りのサービスを行います。
- (3) 福祉車両・備品貸出事業 【 97千円】
身体機能の低下や障がい等で歩行困難な状況にある方に、日常生活での外出支援や社会参加の促進を図ることを目的に、次のサービスを行います。
- ① 福祉車両貸出事業
車いすのまま乗降が可能な福祉車両の貸出を行います。
- ② 福祉機材の貸出
歩行困難な高齢者や障がい者の方へ車いすの貸出を行います。
- (4) 火災等による罹災者への支援 【 40千円】
火災及び風水害により罹災した町民に、自立した生活の開始を支援するため、物資等の支援を迅速に行います。
- (5) 敬老会事業（町との共催事業） 【200千円】
永年、社会の発展に貢献されてきた高齢者のご労苦をねぎらい、健康と長寿をお祝いすることを目的として実施いたします。
- (6) 百歳賀寿事業 【 35千円】
満百歳の誕生日を迎えた方に対し、記念品を贈呈し、その長寿を祝い、高齢者の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、賀寿贈呈を行います。

寄附金事業及び経費

3, 899千円

小野町社会福祉協議会では、地域福祉の推進に必要な財源として、本会の活動や事業

の趣旨に賛同し、応援して下さる町民の皆様や企業・団体からの寄附金を受け付けています。

資金貸付事業及び経費

95千円

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

県社会福祉協議会を実施主体として、町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、費用等の貸付けを行います。

ボランティア事業及び経費

212千円

1 事業の概要

住民の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、支え合い活動をベースにしたボランティア活動を推進しています。また、町内ボランティア活動の推進を目的に、人材育成の強化や資質向上、連携強化を図り、拠点であるボランティアセンター機能の充実とボランティア団体及び小中学校への活動等の支援を強化します。災害発生に備え、地域住民とともに地域を守るための組織づくりに取り組みます。災害ボランティアセンター終了後、復興に向け復興ボランティアセンターを立ち上げ、地域住民とともに、復興へのコーディネートに取り組みます。

2 主要な施策

- (1) ボランティアセンター事業
- (2) ボランティア団体育成事業
- (3) 災害・復興ボランティアセンター事業

共同募金事業及び経費

2,187千円

1 事業の概要

共同募金は「自分の町を良くするしくみ」として行われています。社会福祉事業推

進のため、募金活動の広報啓発活動（情報誌やホームページの活用）を推進し、活動の紹介や情報を提供します。

2 主要な施策

(1) 赤い羽根（運動期間を10月1日～12月30日）

① 募金方法

「戸別募金」、「学校募金」、「法人募金」、「職域募金」を行う。また、「街頭募金」として、町内のおのショッピングプラザにて募金活動を行います。

② 募金されたお金の使い道。

ア 各福祉団体への助成

イ 県域全体の福祉施設、福祉団体への援助及び災害時の積立。

(2) 地域歳末たすけあい（運動期間を12月1日～12月28日）

① 募金方法

「戸別募金」、「学校募金」、「法人募金」、「職域募金」を行う。

② 募金されたお金の使い道

支援を必要とする人たちが安心して暮らすことが出来る様配分を行う。

相談支援事業及び経費（町受託事業）

8,630千円

1 事業の概要

障がいの方、ご家族の皆さんの相談に応じます。相談支援を通して、共に生きる地域社会・豊かな福祉社会づくりを目指します。

2 主要な施策

小野町指定相談事業（町受託事業）

障がい者（児）等からの相談に応じ、必要な情報の提供、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

(1) 生活に関する相談

(2) 障がい福祉サービス、利用計画の作成

(3) 障がい福祉サービス利用相談

(4) 権利を守る相談

(5) 地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援

1 事業の概要

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支え、地域の窓口となり、高齢者本人の方はもちろんのこと、家族や地域住民の悩みや相談を、適切な機関と連携して解決して行きます。

2 主要な施策

(1) 包括的支援事業

- ① 総合相談業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務

(2) 指定介護予防支援事業

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

(4) 地域包括ケアシステムの構築

- ① 地域ケア会議
- ② 在宅医療・介護連携推進事業
- ③ 認知症施策事業
- ④ 生活支援体制整備事業

1 事業の概要

介護保険制度における指定居宅介護支援事業所として、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護認定を受けた方のケアプランを作成し、関係各所との

連携強化を図りながら、要介護者の自立した在宅生活を支援します。

2 主要な施策

居宅介護事業所の運営

介護保険法に基づき介護支援専門員の適正な人員配置をし、関係機関・事業所との連携・調査を図り、より良質なサービスが受けられるようケアマネジメントを実施します。

- (1) 介護サービスに関する相談
- (2) 希望に沿ったケアプラン（介護サービス計画）の作成
- (3) 介護保険の申請・代行・更新・変更の手続き
- (4) 住宅改修の相談・手続き
- (5) 福祉用具貸与・購入・手続き

デイサービスセンター事業及び経費

112,421千円

1 事業の概要

食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や介護を日帰りで提供するサービスです。

2 主要な施策

(1) 介護予防通所介護事業

要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的とし、介護予防サービス（要支援1、2）を対象にしています。

(2) 通所介護事業

介護を必要とする利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常の世話及び機能訓練を行い心身の機能の維持並びに利用者家族の負担軽減に努め、要介護サービス（要介護1～5）の方を対象にしています。

(3) 認知症対応型通所介護事業

認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。

日本赤十字社事業及び経費

175千円

1 事業の概要

日本赤十字社は、国内の災害時の救護をはじめ、国外の紛争・自然災害の被害者に対する緊急救援活動などさまざまな人道的活動を行っています。小野町分区として、

社員募集のお願いと、非常災害発生時の救護活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、救護装備の充実、整備を行います。

2 主要な施策

(1) 社員募集 (5月～6月)

一般社員	500円以上	特別社員	2,000円以上
------	--------	------	----------

(2) 非常災害発生時の救護活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、救護装備の充実、整備を図るとともに、被災者に応急救援物質を配布しています。

その他、火災や風水害で住居が被災した場合、毛布・緊急セット等の給付と見舞金の支給があります。